

平成28年度 地域少子化対策重点推進事業について

1. 取り組みの経緯

平成26年度・平成27年度に渡り、地域少子化対策強化事業を実施してきた。しかし、妊娠届出年齢の推移では、35歳以上の届出率が、平成20年度9.8%から平成26年度22.5%と増加しており、晩産化の傾向が進行しているため、平成27年度地域少子化対策強化事業の実施内容を企画する検討委員会の中で、若年男女が漠然と出産を想像するのではなく、妊娠適齢期等の情報を正しく伝えた上で、望むライフデザインが構築できるように、人から人へ直接伝達する必要性が指摘されていたところ。

そこで、社会人1年目・2年目の若年男女が適切な情報を得た上で、ワークショップにて自己のライフデザインを見直すとともに、講座カリキュラムやフェイスブックの活用を通じて広く伝達されることを狙ったもの。

(参考資料) 活用した「地域少子化対策重点推進交付金」

地域少子化対策重点推進交付金 (内閣府子ども・子育て本部) 平成27年度補正予算案額 25.0億円	
<p>事業概要・目的</p> <p>【事業の目的・概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日一億総活躍国民会議)において、結婚、妊娠から子育てに至る各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援を充実することとされ、地域における様々な出会いの機会の提供など結婚に向けた活動を支援することとされた。 ○結婚に対する取組や、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に対象分野を集約し、自治体の先駆的な取組であって、緊急的に支援すべき事業に重点化し、その取組を支援する。 ○補助率：10/10 ○交付上限：都道府県 1億円 政令指定都市・中核市・特別区 3,000万円 市町村 1,500万円 <p>【事業のプロセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治体は、交付金の対象として申請する事業について、結婚支援等全体の計画の中での位置付けを示し、内閣府においては、結婚支援等全体及び申請事業が効果の見込まれるものであるかについて、有識者による審査を経て事業選定を行う。 ○自治体は、申請事業及び結婚支援等全体のKPIを設定し、効果検証を実施し、内閣府に報告。内閣府においては、交付金の活用全体の効果検証を実施し、次年度以降の事業選定等に反映。 	<p>事業イメージ・具体例</p> <p>【対象事業】 ※有識者が個別事業に関して、先駆性を持ち、真に必要性や効果があるか審査</p> <p>①結婚に対する取組のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な出会いの機会の創出 ・世代を超えた妊娠・出産の知識の普及、ライフデザインの構築 ・結婚に対する取組のうち、真に必要性の高い取組として有識者が認めるもの <p>〈想定事業例〉地域の实情に応じたマッチングシステムの機能強化 地域の实情に応じたマリッジサポーターのネットワーク構築 等</p> <p>②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さんきゅう/くプロジェクト、子育て支援パスポート事業の全国展開 ・社会づくり・機運の醸成の取組のうち、真に必要性の高い取組として有識者が認めたもの <p>〈想定事業例〉具体的な意識改革に結びつく講義・セミナー等の開発 等</p>
<p>資金の流れ</p> <pre> graph LR A[国] -- 補助 --> B[都道府県] B -- 間接補助 --> C[市区町村等] </pre>	<p>期待される効果</p> <p>地方自治体における結婚支援及び妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組の促進に資する。 また、先駆的な取組を推進することにより、大きな効果がある取組、横展開するにふさわしい優良事例の発掘が期待できる。</p>

2. 取り組みの内容

- ① 内容 下記、概要のとおり
- ② 委託先 NPO 法人ほんわかハート
- ③ 委託額 5,297,000円

平成28年度 近江八幡市地域少子化対策重点推進事業の概要

1. 事業の趣旨・目的

結婚に対する取り組みとして、社会人1年目・2年目の若年男女がライフデザインを構築する事業を実施することにより、少子化対策に取り組めます。

2. 実施期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

3. 事業内容

社会人1年目・2年目の若年男女が適切な情報を得た上でワークショップにて自己のライフデザインを見直すとともに、講座カリキュラムやフェイスブックの活用を通じて広く伝達されることを狙って実施します。

(1) 結婚に対する取組 『ライフデザイン構築事業』

① ライフデザイン講座業務

市内事業所に勤める新社会人等に対し、作成したライフデザイン冊子を教本にワークショップを行い、ライフデザインの構築を支援するとともに、講座をカリキュラム化して広く活用を図ります。

- 「ライフデザイン冊子」の作成
- 市内企業等にてワークショップ講座の実施 <参考>別添チラシ
- カリキュラムの作成

② 情報発信業務

若者に拡散効果のあるフェイスブックにて、ライフデザイン等に関する情報発信を行い、広く重層的に啓発を行います。